【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　令和２年２月28日
【発行者名】　ＢＮＹメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
（BNY Mellon International Management Limited）
【代表者の役職氏名】　取締役　スコット・レノン
（Scott Lennon, Director）
【本店の所在の場所】　ケイマン諸島、KY1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
ホスピタル・ロード27、ケイマン・コーポレート・センター、
ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド気付
（c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre,
27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008,
Cayman Islands）
【代理人の氏名又は名称】　弁護士　三　浦　　健
同　　廣　本　文　晴
【代理人の住所又は所在地】　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】　弁護士　三　浦　　健
同　　廣　本　文　晴
【連絡場所】　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】　03（6212）8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ニッポン・オフショア・ファンズ－
新興国中小型株式アクティブファンド
（Nippon Offshore Funds -
Emerging Markets Mid-Small Cap Active Equity Fund）
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
実績分配型クラスＡ受益証券：1,000億円を上限とします。
実績分配型クラスＢ受益証券：1,000億円を上限とします。
資産形成型クラスＡ受益証券：1,000億円を上限とします。
資産形成型クラスＢ受益証券：1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】　該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2019年11月29日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり更新または追加するため、また、その他情報の更新を反映するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

２【訂正の内容】

（１）半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部　ファンド情報 第１　ファンドの状況 ５　運用状況	（１）投資状況	１　ファンドの運用状況	（１）投資状況	更新
	（３）運用実績		（２）運用実績	更新／追加
	（４）販売及び買戻しの実績	２　販売及び買戻しの実績		追加
第３　ファンドの経理状況 １　財務諸表		３　ファンドの経理状況		追加
第三部　特別情報 第１　管理会社の概況 ２　事業の内容及び営業の概況		４　管理会社の概況	（２）事業の内容及び営業の状況	更新

*半期報告書の記載内容は、以下のとおりです（５　管理会社の経理の概況は、訂正内容に含まれていないため記載していません。）。

次へ

１　ファンドの運用状況

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストである新興国中小型株式アクティブファンド（以下「ファンド」または「シリーズ・トラスト」といいます。）の運用状況は、以下のとおりです。

（１）投資状況

（資産別および地域別の投資状況）

（2019年12月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	台湾	821,410,919	20.38
	韓国	618,183,718	15.34
	中国	531,149,267	13.18
	インド	378,006,946	9.38
	南アフリカ	253,556,794	6.29
	ブラジル	240,681,941	5.97
	メキシコ	205,216,082	5.09
	トルコ	146,533,451	3.64
	香港	98,010,663	2.43
	フィリピン	88,697,083	2.20
	タイ	82,914,730	2.06
	イギリス	82,146,576	2.04
	ポーランド	77,589,597	1.93
	インドネシア	53,310,357	1.32
	アルゼンチン	44,591,965	1.11
	チェコ共和国	42,668,071	1.06
	ハンガリー	32,486,390	0.81
	ロシア	27,777,055	0.69
	チリ	25,173,627	0.62
投資信託	米国	52,080,173	1.29
預託証券	ロシア	42,067,910	1.04
小計		3,944,253,315	97.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		85,898,249	2.13
合計（純資産総額）		4,030,151,564	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（注２）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は円建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行います。
（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）運用実績

①　純資産の推移

2019年12月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

（ｉ）実績分配型クラスＡ受益証券

	純資産総額（円）	１口当たり純資産価格（円）
2019年１月末日	40,760,571	0.8928
２月末日	52,957,006	0.9200
３月末日	66,054,853	0.9234
４月末日	71,248,569	0.9309
５月末日	80,128,635	0.8646
６月末日	90,955,094	0.9062
７月末日	90,171,804	0.9125
８月末日	85,227,179	0.8543
９月末日	86,907,396	0.8791
10月末日	95,960,305	0.9393
11月末日	95,043,061	0.9303
12月末日	99,955,195	0.9921

（ⅱ）実績分配型クラスＢ受益証券

	純資産総額（円）	１口当たり純資産価格（円）
2019年１月末日	1,909,401,973	0.8439
２月末日	1,977,429,802	0.8693
３月末日	1,971,543,155	0.8722
４月末日	1,966,404,621	0.8790
５月末日	1,721,236,126	0.8160
６月末日	1,774,364,444	0.8549
７月末日	1,693,758,331	0.8606
８月末日	1,569,808,884	0.8054
９月末日	1,572,212,858	0.8284
10月末日	1,619,425,485	0.8848
11月末日	1,553,825,915	0.8760
12月末日	1,654,034,850	0.9338

（iii）資産形成型クラスＡ受益証券

	純資産総額（円）	１口当たり純資産価格（円）
2019年１月末日	74,108,950	1.5975
２月末日	137,954,121	1.6461
３月末日	173,988,210	1.6522
４月末日	179,232,899	1.6657
５月末日	169,069,625	1.5421
６月末日	197,895,184	1.6162
７月末日	200,698,582	1.6276
８月末日	187,167,772	1.5238
９月末日	188,337,378	1.5679
10月末日	211,607,722	1.6754
11月末日	217,077,189	1.6594
12月末日	231,547,109	1.7695

（iv）資産形成型クラスＢ受益証券

	純資産総額（円）	１口当たり純資産価格（円）
2019年１月末日	2,086,112,365	1.5333
２月末日	2,191,479,363	1.5794
３月末日	2,279,662,369	1.5846
４月末日	2,144,424,851	1.5969
５月末日	2,156,316,234	1.4777
６月末日	2,312,995,140	1.5481
７月末日	2,144,861,370	1.5583
８月末日	2,043,596,426	1.4584
９月末日	2,101,390,325	1.5000
10月末日	2,221,379,091	1.6022
11月末日	2,228,160,048	1.5863
12月末日	2,044,614,410	1.6909

＜参考情報＞

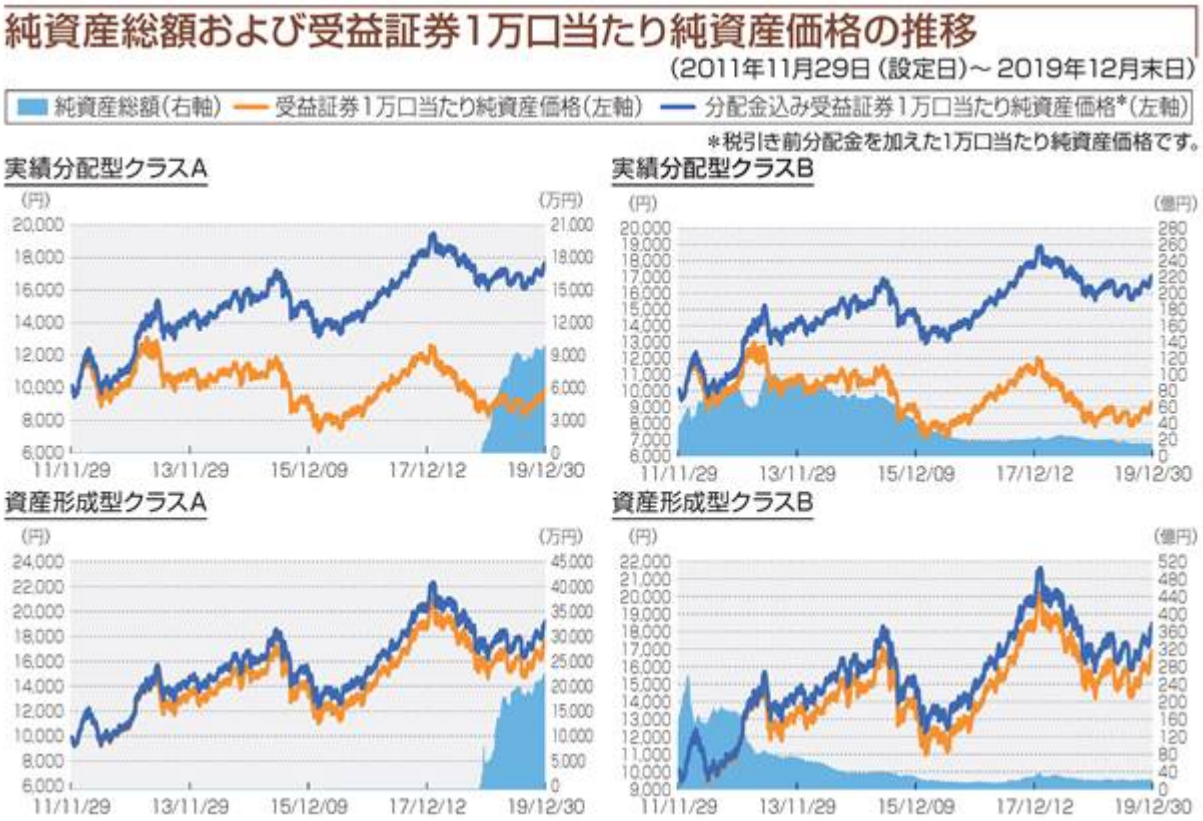

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

② 分配の推移

2019年12月末日までの１年間における分配の推移は、以下のとおりです。

	１口当たり分配金（円）
（ｉ）実績分配型クラスＡ受益証券	0
（ii）実績分配型クラスＢ受益証券	0
（iii）資産形成型クラスＡ受益証券	0.0050
（iv）資産形成型クラスＢ受益証券	0.0050

＜参考情報＞

分配の推移

実績分配型クラスA/B

＜分配金実績（税引き前・1万口当たり）（基準日ベース）＞

	設定来合計	直近12ヶ月計	2019/1	2019/2	2019/3	2019/4	2019/5
クラスA	7,755円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
クラスB	7,755円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	2019/6	2019/7	2019/8	2019/9	2019/10	2019/11	2019/12
クラスA	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
クラスB	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

資産形成型クラスA/B

＜分配金実績（税引き前・1万口当たり）（基準日ベース）＞

	設定来合計	2012/5	2013/5	2014/5	2015/5	2016/5	2017/5	2018/5	2019/5
クラスA	1,550円	100円	1,000円	50円	100円	50円	100円	100円	50円
クラスB	1,550円	100円	1,000円	50円	100円	50円	100円	100円	50円

（注）「設定来合計」とは、設定日から2019年12月末日までの期間における分配金の合計額です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

③　収益率の推移

2019年１月１日から2019年12月末日までの期間における収益率は、以下のとおりです。

	収益率（%）（注）
（ｉ）実績分配型クラスＡ受益証券	16.61
（ii）実績分配型クラスＢ受益証券	16.06
（iii）資産形成型クラスＡ受益証券	16.56
（iv）資産形成型クラスＢ受益証券	16.01

（注）収益率（%）＝100×（ａ－ｂ）／ｂ
ａ＝2019年12月末日現在の１口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）
ｂ＝2018年12月末日現在の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

＜参考情報＞

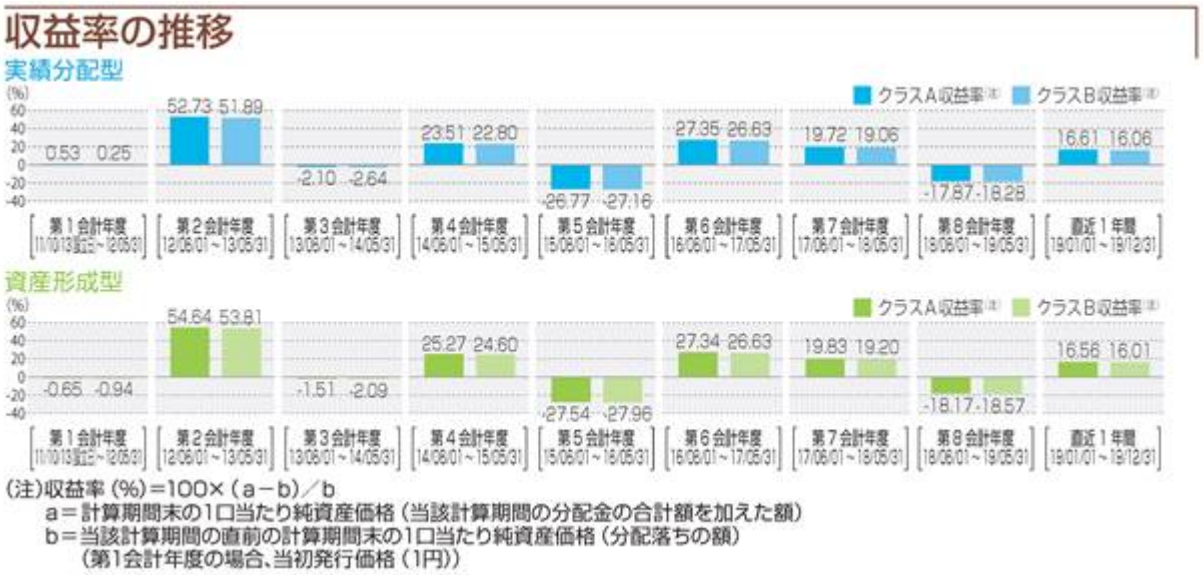

(注)収益率(%)＝100×(a－b)／b
a＝計算期間末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）
b＝当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）
（第1会計年度の場合、当初発行価格（1円））

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

次へ

２　販売及び買戻しの実績

2019年12月末日までの１年間における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに2019年12月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
（ｉ）実績分配型クラスＡ受益証券	90,202,724 (90,202,724)	10,858,144 (10,858,144)	100,752,386 (100,752,386)
（ii）実績分配型クラスＢ受益証券	181,960,000 (181,960,000)	750,205,066 (750,205,066)	1,771,325,000 (1,771,325,000)
（iii）資産形成型クラスＡ受益証券	105,200,448 (105,200,448)	9,350,633 (9,350,633)	130,853,461 (130,853,461)
（iv）資産形成型クラスＢ受益証券	592,400,000 (592,400,000)	787,186,667 (787,186,667)	1,209,168,333 (1,209,168,333)

次へ

３　ファンドの経理状況

①　ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を日本語に翻訳したものです。ファンドの日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第４項ただし書の規定に準拠して作成されています。

②　ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

③　ファンドの原文（英文）の中間財務書類は、日本円で表示されています。

（１）資産及び負債の状況

ニッポン・オフショア・ファンズ

純資産計算書
2019年11月30日現在

新興国中小型株式アクティブファンド　　（日本円で表示）

	注記	新興国中小型株式アクティブファンド 日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		3,857,423,796
時価評価額	2.2	3,948,612,512
現金預金		160,849,516
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,11	48,401
その他の資産		2,302,609
資産合計		4,111,813,038
負債		
未払印刷および公告費		4,581,736
未払管理報酬	3	3,542,873
未払弁護士報酬		3,415,528
未払販売管理報酬	3	2,241,835
未払販売報酬	6	1,582,032
未払専門家費用		1,011,592
未払代行協会員報酬	7	337,088
未払管理事務代行報酬	4	337,005
未払受託報酬	8	178,870
未払保管報酬	5	168,408
その他の負債		309,858
負債合計		17,706,825
純資産総額		4,094,106,213

純資産額		
資産形成型クラスＡ受益証券	日本円	217,077,189
実績分配型クラスＡ受益証券	日本円	95,043,061
資産形成型クラスＢ受益証券	日本円	2,228,160,048
実績分配型クラスＢ受益証券	日本円	1,553,825,915

発行済受益証券口数		
資産形成型クラスＡ受益証券		130,819,352
実績分配型クラスＡ受益証券		102,160,368
資産形成型クラスＢ受益証券		1,404,648,333
実績分配型クラスＢ受益証券		1,773,785,000

１口当たり純資産価格		
資産形成型クラスＡ受益証券	日本円	1.6594
実績分配型クラスＡ受益証券	日本円	0.9303
資産形成型クラスＢ受益証券	日本円	1.5863
実績分配型クラスＢ受益証券	日本円	0.8760

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2019年11月30日に終了した期間

新興国中小型株式アクティブファンド　　**（日本円で表示）**

	注記	新興国中小型株式アクティブファンド 日本円
収益		
受取配当金	2.7	57,406,689
預金利息		689,471
収益合計		58,096,160
費用		
管理報酬	3	21,329,791
販売管理報酬	3	13,580,485
販売報酬	6	9,495,768
代行協会員報酬	7	2,029,428
管理事務代行報酬	4	2,028,916
印刷および公告費		1,971,103
保護預り費用		1,763,233
取引手数料		1,759,212
専門家費用		1,042,343
保管報酬	5	1,013,873
弁護士報酬		774,599
受託報酬	8	521,760
登録費用		324,615
その他の費用	9	1,651,416
費用合計		59,286,542
投資純損失		(1,190,382)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2019年11月30日に終了した期間

新興国中小型株式アクティブファンド　　（日本円で表示）

	注記	新興国中小型株式アクティブファンド 日本円
投資純損失		(1,190,382)
以下にかかる実現純損益：		
投資有価証券	2.2	31,629,474
外国為替	2.3	(4,277,232)
当期投資純損失および実現純利益		26,161,860
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
投資有価証券	2.2	276,230,908
外国為替	2.3	190,842
為替先渡契約	2.5,11	31,859
運用による純資産の純増加		302,615,469
資本の変動		
受益証券発行手取額		439,688,950
受益証券買戻支払額		(774,948,826)
資本の変動、純額		(335,259,876)
期首現在純資産額		4,126,750,620
期末現在純資産額		4,094,106,213

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

統計情報

	新興国中小型株式アクティブファンド			
	資産形成型 クラスＡ 受益証券	実績分配型 クラスＡ 受益証券	資産形成型 クラスＢ 受益証券	実績分配型 クラスＢ 受益証券
期末現在発行済受益証券口数				
2018年５月31日	500,000	500,000	1,572,945,000	2,482,060,725
2019年５月31日	109,632,935	92,676,392	1,459,260,000	2,109,300,000
発行口数	25,820,622	12,781,141	235,960,000	28,300,000
買戻口数	(4,634,205)	(3,297,165)	(290,571,667)	(363,815,000)
2019年11月30日	130,819,352	102,160,368	1,404,648,333	1,773,785,000
期末現在純資産総額	**日本円**	**日本円**	**日本円**	**日本円**
2018年５月31日	945,317	537,307	2,864,156,137	2,533,177,127
2019年５月31日	169,069,625	80,128,635	2,156,316,234	1,721,236,126
2019年11月30日	217,077,189	95,043,061	2,228,160,048	1,553,825,915
期末現在１口当たり純資産価格	**日本円**	**日本円**	**日本円**	**日本円**
2018年５月31日	1.8906	1.0746	1.8209	1.0206
2019年５月31日	1.5421	0.8646	1.4777	0.8160
2019年11月30日	1.6594	0.9303	1.5863	0.8760

ニッポン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2019年11月30日現在

新興国中小型株式アクティブファンド

注記１．活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

新興国中小型株式アクティブファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とＢＮＹメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書および2011年10月13日、2015年７月31日および2016年11月30日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス
投資者は、４つの異なるクラス受益証券を購入することができる。

資産形成型クラスＡ受益証券
実績分配型クラスＡ受益証券
資産形成型クラスＢ受益証券
実績分配型クラスＢ受益証券

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、主に新興国市場の証券取引所に上場されているか、または新興国市場に登録されている中小型株式に投資することを通じて長期的な資産の増加の追求を目指すことである。ただし、副投資運用会社は、新興国市場以外の証券取引所に上場されている証券または新興国以外の市場に登録されている証券にも投資を行うことができる。

小型株は、当該株式の購入時点で時価総額が40億米ドル未満の会社の株式を、中型株は、当該株式の購入時点で時価総額が40億米ドル以上80億米ドル未満の会社の株式を意味する。ただし、時価総額が小さい会社および／または時価総額が中規模の会社の定義は、副投資運用会社の裁量により、今後管理会社の承認を得た上で調整される可能性がある。副投資運用会社は、時価総額が80億米ドル以上の会社の株式にも投資を行うことができる。

シリーズ・トラストの投資ポートフォリオの基準通貨は米ドルである。ただし、副投資運用会社は米ドル建以外の証券に投資することもできる。米ドルと、米ドル建以外の資産の為替変動エクスポージャーを低減するために為替ヘッジ取引を行うことは予定されていない。

管理会社および／またはその委託先は、シリーズ・トラストの勘定で、現金および現金同等物、新株引受権、新株予約権を含むが、これらに限られない投資を行うことができる。また、管理会社および／またはその委託先は、Ｐノート、上場先物、店頭先物取引、オプション、先渡取引、スワップおよびその他の派生商品を含むが、これらに限られないデリバティブ取引を行うことができる。

副投資運用会社は、シリーズ・トラストの勘定で、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社により運用される集団的投資スキームを含む他の集団的投資スキームへの投資を通じて上記のいずれかの資産クラスのエクスポージャーを得ることができる。

投資者は、４つの異なるクラス受益証券を円貨で購入することができる。クラス受益証券に関して為替ヘッジ取引は行われない。

投資運用会社は随時、その裁量において、他の、もしくは追加の副投資運用会社または投資顧問会社を選任することができる。

注記２．重要な会計方針

2.1　財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2　有価証券およびその他の資産への投資の評価

（ａ）下記（ｅ）および（ｈ）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。（Ａ）（ｉ）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ii）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（Ｂ）（場合に応じ）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。

（ｂ）下記（ｅ）および（ｈ）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。（ｉ）該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ii）該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、（iii）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。

（ｃ）下記（ｅ）および（ｈ）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。

（ｄ）下記（ｅ）および（ｈ）の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の１口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。

（ｅ）純資産総額もしくは該当する建値が、上記（ａ）、（ｂ）、（ｃ）もしくは（ｄ）に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、（ａ）、（ｂ）、（ｃ）、（ｄ）、（ｆ）もしくは（ｇ）に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。

（ｆ）上記（ｄ）が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。

（ｇ）手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。

（ｈ）上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

（ｉ）シリーズ・トラストの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、シリーズ・トラストの表示通貨に換算されるものとする。

2.3　外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損
益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上
される。

2.4　設立費

設立費は、すべて償却されている。

2.5　為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.6　受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.7　受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。

注記３．管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率1.05パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、クラスＢ受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.72パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記６．販売報酬

販売会社は、シリーズ・トラストの資産から以下の料率の報酬を受領する権利を有する。

（ａ）クラスＡ受益証券については、クラスＡ受益証券に帰属する純資産総額の年率0.70パーセント
（ｂ）クラスＢ受益証券については、クラスＢ受益証券に帰属する純資産総額の年率0.45パーセント

いずれの場合においても、報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記７．代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引費用を加算して毎月後払いで支払われる。

注記８．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最低年間報酬額は10,000米ドル）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記９． その他の費用

計算書におけるその他の費用は、主として以下で構成される。台湾の納税管理サービス報酬（514,801円）およびインドの納税管理サービス報酬（247,755円）。

注記10. 税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づく受益証券の購入、保有および買戻しの際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記11. 為替先渡契約

2019年11月30日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

ポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益
					日本円
日本円	119,977,300.00	米ドル	1,095,995.28	2019年12月４日	48,401
ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現評価益合計					48,401

注記12. 為替レート

期末現在、使用された日本円に対する為替レートは以下のとおりである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
ブラジル・レアル	26.1494	メキシコ・ペソ	5.6262
チリ・ペソ	0.1321	フィリピン・ペソ	2.1539
チェコ・コルナ	4.7152	ポーランド・ズロチ	27.8956
英ポンド	141.3853	タイ・バーツ	3.6239
香港ドル	13.9966	トルコ・リラ	19.0564
ハンガリー・フォリント	0.3593	台湾ドル	3.5922
インドネシア・ルピア	0.0078	米ドル	109.5500
インド・ルピー	1.5250	南アフリカ・ランド	7.4613
韓国ウォン	0.0929		

注記13. 後発事象

期末より後にシリーズ・トラストが行った分配はなかった。

（２）投資有価証券明細表等

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表
2019年11月30日現在

新興国中小型株式アクティブファンド

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
Ⅰ．公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A．株式			日本円	日本円	%
10,933	ACC LTD	インド・ルピー	25,480,466	25,377,886	0.62
88,000	ACCTON TECHNOLOGY CORP	台湾ドル	40,358,086	50,262,052	1.23
1,526,900	ALLIANCE GLOBAL GROUP INC	フィリピン・ペソ	43,021,189	36,374,372	0.89
185,900	ALPEK SA DE CV	メキシコ・ペソ	27,326,077	22,235,914	0.54
2,834,000	ANTON OILFIELD SERVICES GROUP	香港ドル	45,254,668	29,749,835	0.73
1,360,800	AP THAILAND PCL (F)	タイ・バーツ	35,608,813	33,780,172	0.83
17,958	APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE LTD	インド・ルピー	36,473,948	39,467,613	0.96
134,168	AVAST PLC - WI	英ポンド	50,803,164	84,717,252	2.07
78,000	BANCO ESTADO RIO GRANDE -PREF B	ブラジル・レアル	41,860,864	41,099,038	1.00
4,423,400	BANK CIMB NIAGA TBK PT	インドネシア・ルピア	35,873,132	31,267,142	0.76
54,342	BARLOWORLD LTD	南アフリカ・ランド	56,305,461	45,265,921	1.11
56,100	BK BRASIL OPERACAO E ASSESSO	ブラジル・レアル	37,082,789	24,131,858	0.59
2,388,800	BLOOMBERRY RESORTS CORP	フィリピン・ペソ	51,666,709	57,318,493	1.40
918,000	BOSIDENG INTL HLDGS LTD	香港ドル	28,964,576	48,054,906	1.17
20,426	CELEBI HAVA SERVISI	トルコ・リラ	18,549,222	38,204,502	0.93
39,779	CESC LTD	インド・ルピー	46,920,347	45,562,786	1.11
140,018	CHAILEASE HOLDING CO LTD	台湾ドル	42,741,754	68,655,754	1.68
215,000	CHINA AOYUAN GROUP LTD	香港ドル	15,807,584	33,703,882	0.82
992,000	CHINA FOODS LTD	香港ドル	52,397,619	43,736,666	1.07
558,000	CHINA LESSO GROUP HOLDINGS LIMITED	香港ドル	45,368,249	64,042,976	1.56
175,000	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS	香港ドル	23,383,999	27,286,428	0.67
546,000	CHINA ORIENTAL GROUP CO LTD	香港ドル	46,667,972	24,684,175	0.60
473,000	CHINA SCE GROUP HOLDINGS LTD	香港ドル	27,811,445	24,694,112	0.60
342,000	CHINA WATER AFFAIRS GROUP	香港ドル	37,089,201	28,768,951	0.70
411,500	CHINA YONGDA AUTOMOBILES SERVICES	香港ドル	35,958,290	32,541,812	0.79
229,000	CHIPBOND TECHNOLOGY CORP	台湾ドル	53,985,187	51,660,136	1.26
32,000	CHLITINA HOLDING LTD	台湾ドル	32,543,160	27,473,140	0.67
2,815	CHONG KUN DANG PHARMACEUTICA	韓国ウォン	31,006,103	23,974,188	0.59
127,000	CLEANAWAY CO LTD	台湾ドル	79,635,617	71,168,652	1.74
30,373	CLICKS GROUP LTD	南アフリカ・ランド	32,435,710	56,429,078	1.38
6,316	DAIHAN PHARMACEUTICAL CO LTD	韓国ウォン	19,288,101	17,979,134	0.44
51,475	DGB FINANCIAL GROUP INC	韓国ウォン	57,843,519	33,895,244	0.83
8,782	DINO POLSKA SA	ポーランド・ズロチ	22,904,638	32,680,225	0.80

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率。
添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在

新興国中小型株式アクティブファンド

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
Ｉ．公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
Ａ．株式（続き）			日本円	日本円	%
102,900	EDP ENERGIAS DO BRASIL SA	ブラジル・レアル	45,932,957	52,631,559	1.29
137,000	ELITE MATERIAL CO LTD	台湾ドル	50,296,704	60,040,019	1.47
86,785	EMBOTELLADORA ANDINA PREF B	チリ・ペソ	45,040,142	23,052,527	0.56
145,400	EVEN CONSTRUTORA E INCORPORADORA SA	ブラジル・レアル	31,692,754	47,868,756	1.17
31,300	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	台湾ドル	19,923,886	21,475,245	0.52
3,690	FILA KOREA LTD	韓国ウォン	29,440,959	17,683,737	0.44
67,800	FINETEK CO LTD	台湾ドル	22,569,294	20,847,975	0.51
335,000	FU SHOU YUAN INTERNATIONAL	香港ドル	33,012,549	31,556,100	0.77
453,600	GENTERA SAB DE CV	メキシコ・ペソ	51,632,435	47,544,276	1.16
4,110	GLOBANT SA	米ドル	32,724,851	48,532,511	1.19
214,436	GRANULES INDIA LTD	インド・ルピー	31,457,850	41,775,076	1.02
108,400	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENTRO NORT	メキシコ・ペソ	61,990,975	80,137,721	1.96
91,000	HIROCA HOLDINGS LTD	台湾ドル	25,794,976	21,182,480	0.52
11,027	HYUNDAI MIPO DOCKYARD	韓国ウォン	53,753,558	46,085,687	1.13
393,200	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	インドネシア・ルピア	20,795,532	24,281,260	0.59
29,040	IPCA LABORATORIES LTD	インド・ルピー	33,585,684	50,599,879	1.24
15,265	I-SENS INC	韓国ウォン	32,149,831	36,435,615	0.89
78,951	JB FINANCIAL GROUP CO LTD	韓国ウォン	50,979,235	39,595,659	0.97
258,000	JNBY DESIGN LTD	香港ドル	55,792,966	39,361,320	0.96
45,791	JUST DIAL LTD	インド・ルピー	51,872,543	39,523,483	0.97
47,096	KEI INDUSTRIES LTD	インド・ルピー	31,220,161	37,277,936	0.91
497,000	KING YUAN ELECTRONICS CO LTD	台湾ドル	54,653,298	65,878,420	1.61
14,143	KOMICO LTD	韓国ウォン	42,995,696	32,575,373	0.80
4,616	KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	韓国ウォン	36,418,606	30,738,391	0.75
3,387	KOREA PETRO CHEMICAL IND	韓国ウォン	86,259,316	36,961,470	0.90
6,227	KUMHO PETROCHEMICAL CO LTD	韓国ウォン	60,915,623	42,275,857	1.03
77,439	LIVZON PHARMACEUTICAL GROUP -H-	香港ドル	26,842,430	24,929,354	0.61
398,700	MACQUARIE MEXICO REAL ESTATE	メキシコ・ペソ	63,513,586	61,574,504	1.50
18,819	MAHANAGAR GAS LTD	インド・ルピー	25,702,384	29,950,913	0.73
197,603	MANAPPURAM FINANCE LTD	インド・ルピー	30,002,957	46,526,403	1.14
35,427	MAVI GIYIM SANAYI VE TICA - B	トルコ・リラ	27,168,794	31,055,114	0.76
113,495	MONETA MONEY BANK AS	チェコ・コルナ	42,957,433	41,581,401	1.02
373,701	NATIONAL ALUMINIUM CO LTD	インド・ルピー	38,367,776	25,302,642	0.62
16,800	NOTREDAME INTERMEDICA PAR SA	ブラジル・レアル	12,404,532	25,154,902	0.61
20,000	PARADE TECHNOLOGIES LTD	台湾ドル	37,769,871	43,034,547	1.05
70,287	PLAY COMMUNICATIONS SA	ポーランド・ズロチ	54,574,096	63,997,195	1.56
165,000	RADIANT OPTO ELECTRONICS CORP	台湾ドル	69,798,902	69,347,407	1.69
39,453	RADICO KHAITAN LTD	インド・ルピー	16,295,348	18,813,368	0.46
87,251	REC LTD	インド・ルピー	20,899,903	18,348,194	0.45

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率。
添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在

新興国中小型株式アクティブファンド

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
Ⅰ．公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
Ａ．株式（続き）			**日本円**	**日本円**	**%**
14,816	RICHTER GEDEON NYRT	ハンガリー・フォリント	32,621,541	31,298,751	0.76
30,364,464	RUSHYDRO-PJSC (USD)	米ドル	27,975,034	27,709,143	0.68
7,295	S&T MOTIV CO LTD	韓国ウォン	31,018,775	27,405,643	0.67
2,407	SANOFI INDIA LTD	インド・ルピー	22,938,050	25,963,299	0.63
224,000	SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	香港ドル	24,821,653	29,628,064	0.72
427,779	SIBANYE GOLD LTD	南アフリカ・ランド	54,852,123	91,221,583	2.23
83,625	SINMAG EQUIPEMENT CORP	台湾ドル	42,099,621	31,992,351	0.78
937,400	SOMBOON ADV TECH (F)	タイ・バーツ	60,368,276	53,673,389	1.31
7,774	SOULBRAIN CO LTD	韓国ウォン	46,713,154	50,829,212	1.24
128,000	TAIWAN PAIHO LTD	台湾ドル	39,906,945	35,634,617	0.87
57,700	TEGMA GESTAO LOGISTICA SA	ブラジル・レアル	34,917,283	46,773,462	1.14
176,000	TIMES CHINA HOLDINGS LTD	香港ドル	27,666,327	39,315,971	0.96
152,000	TRIPOD TECHNOLOGY CORP	台湾ドル	50,677,893	69,070,808	1.69
357,807	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	トルコ・リラ	40,625,671	34,092,571	0.83
148,795	TURVO INTERNATIONAL CO LTD	台湾ドル	47,921,090	36,880,589	0.90
127,875	ULKER BISKUVI SANAYI	トルコ・リラ	42,756,081	54,292,739	1.33
30,160	UNITEST INC	韓国ウォン	42,463,218	34,733,552	0.85
3,308,000	WEST CHINA CEMENT LTD	香港ドル	52,913,942	57,413,053	1.40
52,000	WIN SEMICONDUCTORS CORP	台湾ドル	42,494,730	56,505,294	1.38
19,000	WIWYNN CORP	台湾ドル	29,716,771	37,743,238	0.92
11,463	WONIK MATERIALS CO LTD	韓国ウォン	25,083,854	26,562,260	0.65
322,000	XTEP INTERNATIONAL HOLDINGS	香港ドル	23,362,481	18,162,865	0.45
35,000	YAGEO CORPORATION	台湾ドル	32,571,451	41,489,901	1.01
43,800	YICHANG HEC CHANGJIANG PHARMA -H-	香港ドル	22,506,593	25,227,104	0.62
11,922	YOUNGONE CORP	韓国ウォン	42,037,381	39,362,702	0.96
株式合計			3,778,647,990	3,874,760,732	94.65
Ｂ．預託証券			**日本円**	**日本円**	**%**
47,554	GLOBALTRANS -SPON GDR- REGS	米ドル	46,687,358	43,499,673	1.06
預託証券合計			46,687,358	43,499,673	1.06
Ｃ．投資信託			**日本円**	**日本円**	**%**
6,359	ISHARES MSCI EMERG MKTS SM-CAP ETF	米ドル	32,088,448	30,352,107	0.74
投資信託合計			32,088,448	30,352,107	0.74
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			3,857,423,796	3,948,612,512	96.45

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率。
添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在

新興国中小型株式アクティブファンド

数量　銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
Ⅱ.その他の投資有価証券				
株式		日本円	日本円	%
47,701　CHENNAI SUPER KINGS CR LTD UNLISTED**	インド・ルピー	0	0	0.00
株式合計		0	0	0.00
その他の投資有価証券合計		0	0	0.00
投資有価証券合計		3,857,423,796	3,948,612,512	96.45

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率。
（＊＊）シリーズ・トラストは、2015年10月９日現在、The India Cements Limitedの株主であった。同日におけるThe India Cements Limitedのすべての株主は、保有１株に対してChennai Super Kings Cricket Limited（CSKCL）の新株引受権１株を付与された。2019年11月30日現在、CSKCLの株式は、非上場で取引することはできない。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表

新興国中小型株式アクティブファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
台湾		
	コンピューター、電子・光学製品の製造	7.33
	電気機器の製造	3.30
	機械装置設備の修理および設置	2.27
	廃棄物の収集、処理および処分事業;資源回収	1.74
	持株会社の事業	1.68
	自動車およびオートバイ以外の卸売業	0.92
	機械装置設備の製造（他に分類されないもの）	0.90
	織物の製造	0.87
	機械装置設備以外の組立金属製品の製造	0.78
	その他の製造	0.52
		20.31
中国		
	本社業務、経営コンサルタント事業	1.94
	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	1.90
	ゴムおよびプラスチック製品の製造	1.56
	他の非金属性鉱産物の製造	1.40
	建物の建設	0.96
	自動車およびオートバイ以外の卸売業	0.96
	自動車ならびにオートバイの卸売業・小売業および修理	0.79
	他の個人向けサービス事業	0.77
	原油および天然ガスの採掘	0.73
	コンピューター、電子・光学製品の製造	0.72
	化学薬品および化学製品の製造	0.67
	不動産事業	0.60
	その他の製造	0.46
		13.46

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

新興国中小型株式アクティブファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)*
韓国		
	持株会社の事業	2.55
	コンピューター、電子・光学製品の製造	2.09
	他の輸送機器の製造	1.13
	ゴムおよびプラスチック製品の製造	1.03
	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	1.03
	革と関連製品の製造	0.96
	コークスおよび石油精製品の製造	0.90
	その他の製造	0.89
	機械装置設備の製造（他に分類されないもの）	0.80
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	0.67
	化学薬品および化学製品の製造	0.64
	衣服の製造	0.43
		13.12
インド		
	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	2.89
	電気、ガス、空調設備供給	1.84
	電気機器の製造	1.36
	保険および年金基金以外の金融サービスに対するその他の補助事業	1.14
	出版事業	0.97
	ヒューマンヘルス事業	0.96
	他の非金属性鉱産物の製造	0.62
	基金属の製造	0.62
	飲料の製造	0.46
	スポーツ活動、娯楽およびレクリエーション事業	－
		10.86
ブラジル		
	電気、ガス、空調設備供給	1.29
	不動産事業	1.17
	陸上輸送およびパイプラインによる輸送	1.14
	その他の金融仲介機関	1.00
	ヒューマンヘルス事業	0.61
	食品および飲料サービス事業	0.59
		5.80

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

新興国中小型株式アクティブファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)*
メキシコ		
	輸送のための保管および支援事業	1.96
	その他の金融仲介機関	1.50
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業（他に分類されないもの）	1.16
	化学薬品および化学製品の製造	0.55
		5.17
南アフリカ		
	金属鉱石の採鉱	2.23
	自動車およびオートバイ以外の卸売業	1.38
	レンタルおよびリース事業	1.10
		4.71
トルコ		
	食品の製造	1.33
	輸送のための保管および支援事業	0.93
	他の非金属性鉱産物の製造	0.83
	自動車およびオートバイ以外の卸売業	0.76
		3.85
香港		
	衣服の製造	1.17
	自動車およびオートバイ以外の卸売業	1.07
	本社業務、経営コンサルタント事業	0.70
		2.94
ポーランド		
	本社業務、経営コンサルタント事業	1.56
	自動車およびオートバイ以外の卸売業	0.80
		2.36
フィリピン		
	宿泊設備	1.40
	食品および飲料サービス事業	0.89
		2.29

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

新興国中小型株式アクティブファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)*
タイ		
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	1.31
	不動産事業	0.83
		2.14
イギリス		
	コンピューター・プログラミング、コンサルタント業および関連事業	2.07
		2.07
ロシア		
	輸送のための保管および支援事業	1.06
	電気、ガス、空調設備供給	0.68
		1.74
インドネシア		
	その他の金融仲介機関	0.76
	食品の製造	0.60
		1.36
アルゼンチン		
	本社業務、経営コンサルタント事業	1.19
		1.19
チェコ共和国		
	その他の金融仲介機関	1.02
		1.02
ハンガリー		
	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	0.76
		0.76

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

新興国中小型株式アクティブファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)*
米国		
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	0.74
		0.74
チリ		
	飲料の製造	0.56
		0.56
投資有価証券合計		96.45

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

次へ

４　管理会社の概況

（１）資本金の額

2018年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株、純資産の額は約75億円です。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含みます。

2019年11月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型契約型投資信託	19	542,750,261,680円

（３）その他

半期報告書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

次へ

（２）その他の訂正

（注）下線の部分は、訂正箇所を示します。

第二部　ファンド情報

第１　ファンドの状況

１　ファンドの性格

（３）ファンドの仕組み

＜訂正前＞

（前　略）

②　管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要

（中　略）

ＢＮＹメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2011年10月13日に管理会社との間で投資運用契約（注３）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
メロン・インベストメンツ・コーポレーション	副投資運用会社	2011年10月18日に投資運用会社との間で、副投資運用契約（注４）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定しています。

（後　略）

＜訂正後＞

（前　略）

②　管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要

（中　略）

ＢＮＹメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2011年10月13日に管理会社との間で投資運用契約（改訂済）（注３）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
メロン・インベストメンツ・コーポレーション	副投資運用会社	2011年10月18日に投資運用会社との間で、副投資運用契約（改訂済）（注４）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定しています。

（後　略）

２　投資方針

（１）投資方針

＜訂正前＞

（前　略）

2019年10月現在、小型株は、当該株式の購入時点で時価総額が40億米ドル未満の会社の株式を、中型株は、当該株式の購入時点で時価総額が40億米ドル以上80億米ドル未満の会社の株式を意味します。ただし、時価総額が小さい会社および／または時価総額が中規模の会社の定義は、副投資運用会社の裁量により、今後管理会社の承認を得た上で調整される可能性があります。副投資運用会社は、時価総額が80億米ドル以上の会社の株式にも投資を行うことができます。

（後　略）

＜訂正後＞

（前　略）

2020年１月現在、小型株は、当該株式の購入時点で時価総額が40億米ドル未満の会社の株式を、中型株は、当該株式の購入時点で時価総額が40億米ドル以上80億米ドル未満の会社の株式を意味します。ただし、時価総額が小さい会社および／または時価総額が中規模の会社の定義は、副投資運用会社の裁量により、今後管理会社の承認を得た上で調整される可能性があります。副投資運用会社は、時価総額が80億米ドル以上の会社の株式にも投資を行うことができます。

（後　略）

（３）運用体制

＜訂正前＞

（前　略）

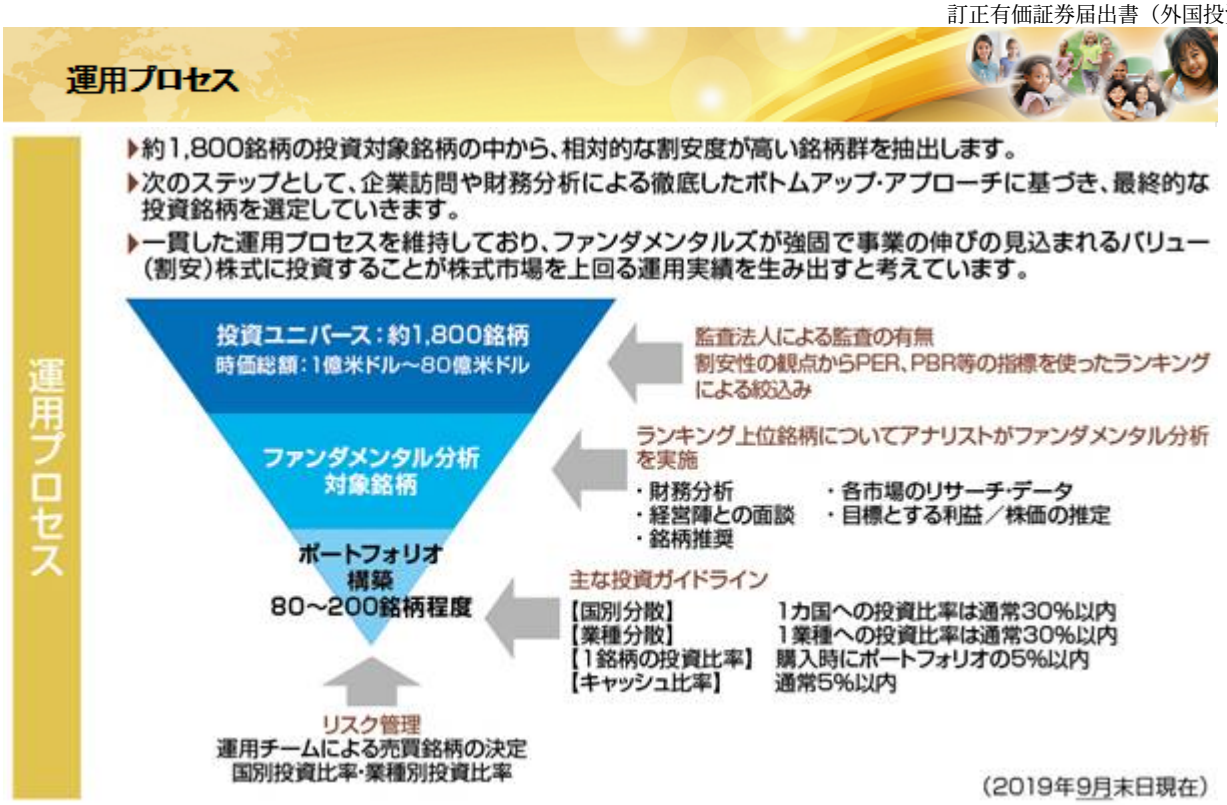
運用プロセス
運用プロセス
▶約1,800銘柄の投資対象銘柄の中から、相対的な割安度が高い銘柄群を抽出します。
▶次のステップとして、企業訪問や財務分析による徹底したボトムアップ・アプローチに基づき、最終的な投資銘柄を選定していきます。
▶一貫した運用プロセスを維持しており、ファンダメンタルズが強固で事業の伸びの見込まれるバリュー（割安）株式に投資することが株式市場を上回る運用実績を生み出すと考えています。
投資ユニバース：約1,800銘柄
時価総額：1億米ドル～80億米ドル
監査法人による監査の有無
割安性の観点からPER、PBR等の指標を使ったランキングによる絞込み
ファンダメンタル分析対象銘柄
ランキング上位銘柄についてアナリストがファンダメンタル分析を実施
・財務分析
・経営陣との面談
・銘柄推奨
・各市場のリサーチ・データ
・目標とする利益／株価の推定
ポートフォリオ構築
80～200銘柄程度
主な投資ガイドライン
【国別分散】 1カ国への投資比率は通常30%以内
【業種分散】 1業種への投資比率は通常30%以内
【1銘柄の投資比率】 購入時にポートフォリオの5%以内
【キャッシュ比率】 通常5%以内
リスク管理
運用チームによる売買銘柄の決定
国別投資比率・業種別投資比率
（2019年9月末日現在）

＜訂正後＞

（前　略）

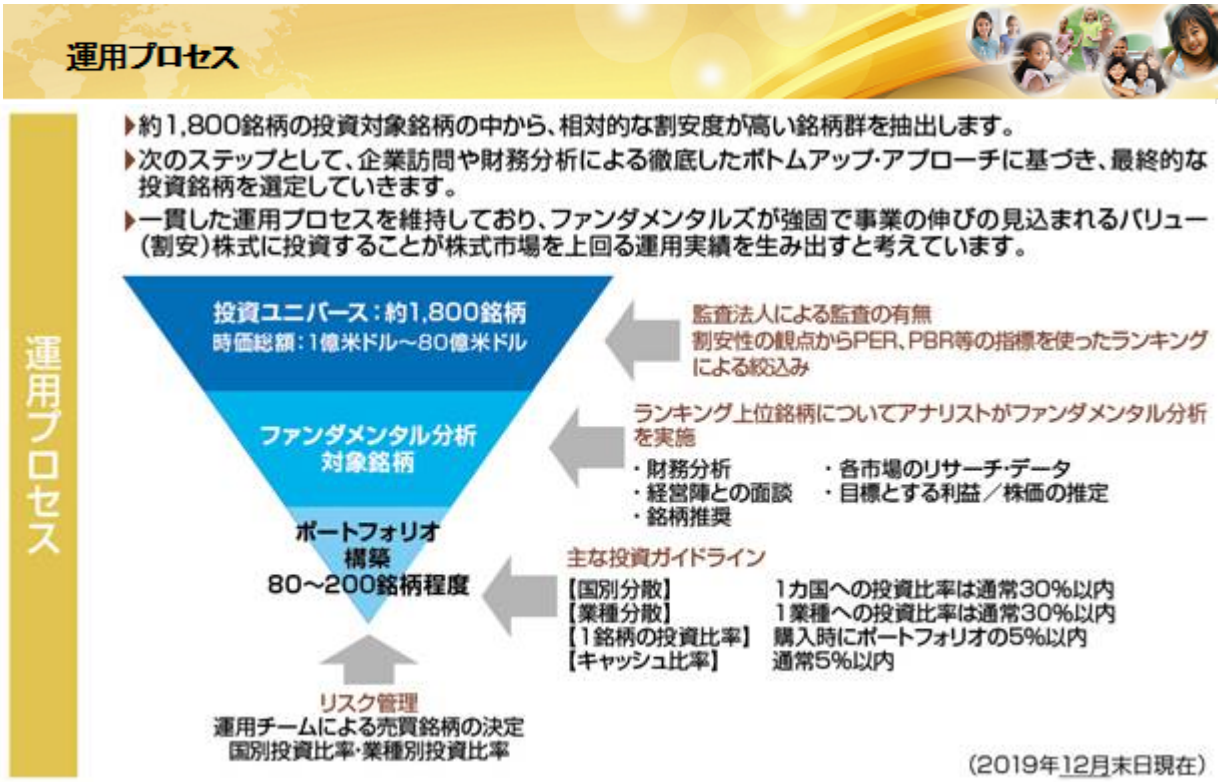
運用プロセス
運用プロセス
▶約1,800銘柄の投資対象銘柄の中から、相対的な割安度が高い銘柄群を抽出します。
▶次のステップとして、企業訪問や財務分析による徹底したボトムアップ・アプローチに基づき、最終的な投資銘柄を選定していきます。
▶一貫した運用プロセスを維持しており、ファンダメンタルズが強固で事業の伸びの見込まれるバリュー（割安）株式に投資することが株式市場を上回る運用実績を生み出すと考えています。
投資ユニバース：約1,800銘柄
時価総額：1億米ドル～80億米ドル
監査法人による監査の有無
割安性の観点からPER、PBR等の指標を使ったランキングによる絞込み
ファンダメンタル分析対象銘柄
ランキング上位銘柄についてアナリストがファンダメンタル分析を実施
・財務分析
・経営陣との面談
・銘柄推奨
・各市場のリサーチ・データ
・目標とする利益／株価の推定
ポートフォリオ構築
80～200銘柄程度
主な投資ガイドライン
【国別分散】 1カ国への投資比率は通常30%以内
【業種分散】 1業種への投資比率は通常30%以内
【1銘柄の投資比率】 購入時にポートフォリオの5%以内
【キャッシュ比率】 通常5%以内
リスク管理
運用チームによる売買銘柄の決定
国別投資比率・業種別投資比率
（2019年12月末日現在）

４　手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

＜訂正前＞

（Ａ）日本

2019年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（後略）

＜訂正後＞

（Ａ）日本

2020年１月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（後略）

５　運用状況

（２）投資資産

以下の内容が追加されます。

＜参考情報＞

投資有価証券の主要銘柄

（2019年12月末日現在）

上位10銘柄

株式

順位	銘柄名	投資比率 (%)
1	SIBANYE GOLD LTD	2.67
2	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENTRO NORT	2.06
3	AVAST PLC - WI	2.04
4	PLAY COMMUNICATIONS SA	1.93
5	CHINA LESSO GROUP HOLDINGS LIMITED	1.78
6	RADIANT OPTO ELECTRONICS CORP	1.75
7	CLEANAWAY CO LTD	1.65
8	CHAILEASE HOLDING CO LTD	1.63
9	TRIPOD TECHNOLOGY CORP	1.59
10	KING YUAN ELECTRONICS CO LTD	1.56

第２　管理及び運営

４　資産管理等の概要

（１）資産の評価

①　純資産総額の計算

＜訂正前＞

管理事務代行会社は評価日毎に、信託証書に従って純資産総額を計算します。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後３時（ルクセンブルグ時間）とします。純資産総額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算します。純資産総額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分します。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産総額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算します。

ファンドの１口当たり純資産価格は、信託証書に規定される原則に従い、各評価日に該当するファンドにつきファンドの表示通貨により計算されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

（ａ）下記（ｅ）および（ｈ）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズドエンド型投資信託および上場投資信託の持分を含みます。）の価格に基づくすべての計算は、評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとします。（Ａ）（ｉ）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ii）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（Ｂ）（場合に応じ）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとします。

（ｂ）下記（ｅ）および（ｈ）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとします。（ｉ）該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ii）該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、評価時点またはその直前における直近の清算価格、（iii）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとします。

（ｃ）下記（ｅ）および（ｈ）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとします。

（ｄ）下記（ｅ）および（ｈ）の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の１口当たり純資産価格としますが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとします。

（ｅ）純資産総額もしくは該当する建値が、上記（ａ）、（ｂ）、（ｃ）もしくは（ｄ）に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、（ａ）、（ｂ）、（ｃ）、

（ｄ）、（ｆ）もしくは（ｇ）に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとします。

（ｆ）上記（ｄ）が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とします。

（ｇ）手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われます。ただし全額の支払または受領が行われそうになく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではありません。

（ｈ）上記の規定にかかわらず、管理会社が、関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができます。

（ｉ）ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問いません。）により、ファンドの表示通貨に換算されるものとします。

＜訂正後＞

管理事務代行会社は評価日毎に、信託証書に従って純資産総額を計算します。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後３時（ルクセンブルグ時間）とします。純資産総額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算します。純資産総額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分します。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産総額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算します。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

（ａ）下記（ｅ）および（ｈ）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含みます。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとします。（Ａ）（ｉ）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ii）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（Ｂ）（場合に応じ）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとします。

（ｂ）下記（ｅ）および（ｈ）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとします。（ｉ）該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ii）該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、（iii）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理

会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとします。

（ｃ）下記（ｅ）および（ｈ）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとします。

（ｄ）下記（ｅ）および（ｈ）の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の１口当たり純資産価格としますが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとします。

（ｅ）純資産総額もしくは該当する建値が、上記（ａ）、（ｂ）、（ｃ）もしくは（ｄ）に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、（ａ）、（ｂ）、（ｃ）、（ｄ）、（ｆ）もしくは（ｇ）に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとします。

（ｆ）上記（ｄ）が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とします。

（ｇ）手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われます。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではありません。

（ｈ）上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができます。

（ｉ）ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問いません。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問いません。）により、ファンドの表示通貨に換算されるものとします。